

退職後の年末調整・確定申告 判断フロー & 記載例



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は資料等をご確認ください。

退職後の年末調整と確定申告の基本

退職後の所得税精算、どうすればいい？

通常、年末調整は年末に在籍している会社が行います。

そのため、**年の途中で退職し年内に再就職しなかった場合は、ご自身で「確定申告」を行い、所得税の過不足を精算する必要があります。**

なぜ確定申告が必要？

退職までの給与から天引きされた所得税は、あくまで概算額です。

税金を多く払い過ぎている場合など、確定申告をすることで所得税が「還付」（返金）される可能性があります。

例外：退職した会社で年末調整ができるケース

- 12月分の給与を受け取った後に退職した場合
- 死亡により退職した場合
- 心身の障害により退職し、年内の再就職が困難な場合
- 年間の給与総額が123万円以下の場合
- 年の途中で非居住者となった場合など

退職後の手続き判断フロー

ご自身の状況が下記のうちどれに当てはまるかご確認ください。

年内に再就職した場合

手続き：再就職先で年末調整

やること：前職の源泉徴収票を新しい会社に提出します。

年内に再就職していない場合

A：特別な状況(※)に該当する

手続き：退職した会社で年末調整

やること：対象となるか、退職した会社にご確認ください。

※・・・例：12月給与受給後の退職、死亡退職、心身障害による退職で年内の再就職が困難、など

B：上記Aに該当しない

手続き：ご自身で確定申告

やること：翌年の確定申告期間に手続きを行います。

確定申告の手続きと必要書類

確定申告の時期

- 申告期間：原則、翌年の2月16日～3月15日
- 還付申告の場合：翌年の1月1日から申告可能です。

確定申告に必要な主な書類

書類名	入手先	備考
源泉徴収票	退職した会社	退職後、1ヶ月以内に交付されるのが一般的です。
確定申告書	税務署、国税庁HP	国税庁の「確定申告書等作成コーナー」も利用できます。
本人確認書類	ご自身で用意	マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証など。
各種控除証明書	保険会社、iDeCoの金融機関など	生命保険料やiDeCoの掛金などがある場合。

退職金について

退職金は、支給される際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、所得税が源泉徴収された上で支払われるため、原則として確定申告は不要です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。